

【現在運行車両】

自動車登録番号又は車両番号
和歌山 200 か 269

初度登録年月
平成4年4月

車名
日野

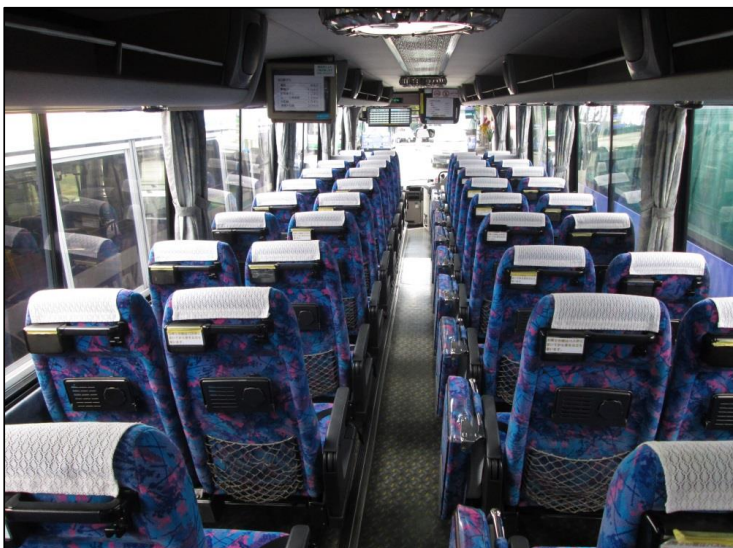
車台番号
RU2FTA40703

型式
U-RU2FTAB

乗車定員
正座席49＋補助席11＋運転席1
＋ガイド席1

長さ 幅 高さ
1199cm 249cm 336cm

車両総重量
16000kg



【現在運行車両】

自動車登録番号又は車両番号
和歌山 200 か 338

初度登録年月
平成5年4月

車名
日野

車台番号
RU2FTA41143

型式
U-RU2FTAB

乗車定員
正座席49＋補助席0＋運転席1

長さ	幅	高さ
1199cm	249cm	334cm

車両総重量
15530kg



【白浜～新宮間運行予定車両】

自動車登録番号又は車両番号
和歌山 200 か 546

初度登録年月
平成12年3月

車名
日野

車台番号
RU3FSC60050

型式
KC-RU3FSCB

乗車定員
正座席42＋補助席10＋運転席1

長さ	幅	高さ
1199cm	249cm	322cm

車両総重量
15655kg



【白浜～新宮間運行予定車両】

自動車登録番号又は車両番号
和歌山 200 か 603

初度登録年月
平成13年5月

車名
日野

車台番号
RU4FSE40140

型式
KL-RU4FSEA

乗車定員
正座席45＋補助席10＋運転席1

長さ	幅	高さ
1199cm	249cm	343cm

車両総重量
15930kg



移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める
省令より抜粋

第三節 バス車両

(適用範囲)

第三十六条 バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(乗降口)

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

(床面)

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

(車いすスペース)

第三十九条 バス車両には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一以上設けなければならない。

一 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車いすを固定することができる設備が備えられていること。

四 車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六 車いすスペースである旨が表示されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。